

令和7年度 第1回 札幌方面門別警察署協議会議事概要

項 目	内 容
開催日時	令和6年6月16日（月）午後2時0分から午後3時20分までの間
開催場所	札幌方面門別警察署 大会議室
出席者	<p>協議会委員 7名（定員7名）</p> <p>会 長 和田 与志男</p> <p>副 会 長 福 士 美 鶴</p> <p>委 員 赤 坂 俊 幸</p> <p>松 澤 浩</p> <p>西 尾 央 子</p> <p>田 中 慧 悟</p> <p>西 前 涼 香</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>警 察 署 員 4名</p> <p>署 長 小 倉 英 幸</p> <p>副 署 長 三 橋 裕 二</p> <p>刑事生活安全課長 富 山 幸 太</p> <p>地域交通課長 野 村 尚 弘</p>
開 催 状 況	
<p>1 開会の辞</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 会長挨拶</p> <p>4 懲戒処分等報告</p> <p>5 門別警察署報告</p> <p> (1) 北海道警察のしくみ</p> <p> (2) 警察署協議会のしくみ</p> <p> (3) 門別警察署マスコットについて</p> <p> (4) 管内情勢について</p> <p> ア 刑法犯の認知・検挙状況</p> <p> イ 交通事故の発生状況</p> <p> ウ 主要行事等について</p>	

(5) 山岳遭難事故対策について

6 質疑応答

- 自転車に関する道路交通法の改正に向けた事故防止対策について

【委員】

令和8年に、自転車に関する道路交通法の改正が予定されていますが、どのような事故防止対策を実施しますか。

【警察】

自転車に関する道路交通法やその改正に関して知らない方もいると思われるので、自転車を利用されている方への積極的な声掛けを実施し、その際、自転車の利用に関するルールの周知を図ったり、公共施設等への自転車の利用に関するチラシの掲示や、各種行事の際などに広報啓発を実施していきます。

- 日高自動車道（日高富川インターチェンジ）降り口における交通規制（一時停止）と合流箇所における通行方法について（前回の警察協議会での質問への回答）

【警察】

- ① 前回ご質問があった日高自動車道（日高富川インターチェンジ）の苫小牧方面からの降り口にある一時停止線の位置が手前すぎて、浦河方面に向かう車両が見えない時があり、車両の速度も速く危険と感ずることから、停止線の位置に基準等があるのか、また、停止線の位置について変更ができるのかについて、回答いたします。

停止線の位置について、交差点からの距離に関する基準等はありません。ご質問の降り口についてですが、坂となっており、交差点から停止線の位置が近かった場合のデメリットとして、冬期間においては、路面が凍結した場合に車両が滑走して止まらない恐れがある点と、交差点付近がカーブとなっており、ハンドルとブレーキ操作をほぼ同時に行わなければいけなくなる点があります。ただ、当署の意見としては、交差点付近がカーブとなっており、浦河方面に向かう車両が見えにくい状況が認められることから、停止線の位置をより交差点側に移すべきと考えており、管轄する高速道路交通警察隊と情報共有した結果、現在停止線の位置は交差点側に移設されています。

- ② 次にご質問があった日高自動車道（日高富川インターチェンジ）における苫小牧方面からの車両と浦河方面からの車両が合流する箇所についての通行方法についてですが、ご質問の箇所は交差点ではなく、合流であり、どちらが本線と定まっていないことから、優先関係はなく、双方の車両が合流箇所を通過する際には、気を付ける必要があることとなります。

- 特殊詐欺被害防止対策について（事前アンケートへの回答）

【委員】

スマートフォンに月一回程度の頻度で非通知着信があり、知人にも警察を名乗る詐欺の電話があり、また、特定の業者を騙る詐欺メールが来ます。どのようにしたら、詐欺に関する着信、メールがなくなりますか。対策を教えてください。更に、そのような被害を減らす為に、どのように周知していますか。

【警察】

非通知着信についてですが、特殊詐欺やストーカー、嫌がらせ等の目的で掛かってくることもあり、皆さんが不安な気持ちとなります。その対策としましては、電話の設定機能のアプリで、電話のメーカーによりますが、リクエストサービスにより、非通知の着信、メールを拒否することができます。その他に、各種対策のアプリがありますので、そのアプリをダウンロードするという対策もあります。

北海道警察では、北海道警察公式防犯アプリほくとポリスというアプリがあり、そのアプリのダウンロードを推奨しています。ほくとポリスをダウンロードした際、お住まいの地域を設定すれば、その地域で発生し、警察で認知した場合に、不審電話や特殊詐欺に関する情報を提供しています。

更に、地域の住民の方々に、地域の不審な情報等を把握していただいたり、防犯意識を高めていただいたり、被害の防止対策に関するチラシを配布させていただいたりしています。

また、不審な電話やメールがあった際には、一人で悩まず、家族や友人、警察に相談してアドバイスを受け、特殊詐欺の被害に遭わないようにお願いしています。

- 6 次回協議会開催予定
令和7年9月に開催予定とした。
- 7 閉会の辞